

さいたま市郵便入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市が実施する物品の製造の請負、買入れ若しくは修理又は電力若しくは都市ガスの調達に係る一般競争入札又は指名競争入札において、入札書を郵送する方法による入札（以下「郵便入札」という。）の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象物件)

第2条 郵便入札の対象は、一般競争入札又は指名競争入札に付する物品の製造の請負、買入れ若しくは修理又は電力若しくは都市ガスの調達のうち、調達課長又は各契約事務を執行する課（所）長が指定する。

(入札の公告等)

第3条 郵便入札の対象案件のうち一般競争入札の公告等については、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。また、指名競争入札の場合には、入札者に対し、次の各号のうち第2号を除く各号に規定する事項を、入札期日の2日前までに通知するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 開札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 入札書の提出方法
- (8) 入札書の到達期限
- (9) 入札書の送付先
- (10) この要領の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (11) 前各号に掲げるもののほか、郵便入札に関し必要な事項

(入札に係る費用の負担)

第4条 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書の提出方法)

第5条 郵便入札の参加者は、入札書を、第3条第8号の到達期限までに第3条第9号の入札書の送付先に到達するよう一般書留又は簡易書留で郵送しなければならない。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される入札においては、入札書を第3条第9号の入札書の送付先に持参する方法により、提出することができるものとする。

- 2 前項の規定により入札書を送付する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書を封入し、件名、開札日時及び入札参加者名を記載し、封かんした上で郵送用の外封筒により送付するものとする。
- 3 前項の郵送用の外封筒は、調達課又は各契約事務を執行する課（所）（以下「契約担当課」という。）のあて名とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称（法人にあっては、法人名）を記載しなければならない。
- 4 複数の案件を1つの外封筒に封入し送付する場合は、内封筒は、必ず1案件ごとに作成し封入するものとし、全ての案件の到達期限前に到達するよう送付しなければならない。

5 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を第2項に規定する郵送用の内封筒に同封しなければならない。

(入札書の保管等)

第6条 入札書等が到達したときは、郵送用の外封筒を開封して入札書等を封かんした内封筒を確認し、これを開札日時まで契約担当課において厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書等は、撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

(入札書の無効)

第8条 入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

(1) 第3条第8号の到達期限までに到達しなかったとき。

(2) 第5条に規定する提出方法によらずに送付されたとき。

2 前項の規定により無効とされた入札書は、返却しないものとする。

(開札への立会い)

第9条 郵便入札の参加者は、開札に立ち会うことができる。ただし、開札に立会うことができる者は、当該入札において参加資格があると認められる者又はその委任状を持参した代理人（以下「入札参加者等」という。）に限る。

2 開札の立会いを希望する入札参加者等の有無にかかわらず、当該物品の製造の請負、買入れ若しくは修理又は電力若しくは都市ガスの調達に係る入札事務に関係しない主査以上の職員が、入札の執行立会人として開札に立ち会うこととする。

(開札)

第10条 開札は、公告等に記載した場所において行うものとする。

(再度入札)

第11条 入札執行者は、入札書のうち予定価格以下の価格の入札が無い場合は、予定価格に達していない旨の宣言をし、開札に立ち会った入札参加者等により直ちに再度入札を行うものとする。

2 再度入札に参加することができる者は、開札に立ち会った入札参加者等とする。ただし、初度入札が第8条の規定により無効とされなかった者、失格とされなかった者に限る。

3 再度入札は、1回限りとする。

(くじによる落札者の決定)

第12条 入札執行者は、落札とすべき同額の入札が複数あるときは、直ちに当該入札をした入札参加者等に落札者を決定するくじを引く順番を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

2 前項のくじ引きにあたり、入札参加者等が入札場所にいないとき又はくじを引かないときは、これに代わって当該入札の執行立会人にくじを引かせる。

(入札の不調)

第13条 入札執行者は、初度入札又は再度入札によっても落札者がいないときは、入札の不調を宣言し、当該入札を打ち切るものとする。

(不調時の取扱い)

第14条 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手

方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することができる。

2 再度入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。

(落札者の決定等)

第15条 入札執行者は、入札の結果、落札者となるべき者があったときは、直ちにその者の商号又は氏名及び落札金額を公表し、落札決定の旨を宣言するものとする。契約担当課は、速やかにその旨を当該落札者に口頭又は書面により連絡するとともに、入札結果を調達課窓口及びさいたま市ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

(入札の延期等)

第16条 市長は、郵便入札において必要があると認めるときは、入札の延期及び中止並びに取消しをすることができる。

(異議の申し立て)

第17条 入札参加者は、この要領、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかった場合についても同様とする。

(その他)

第18条 郵便入札を行う場合には、この要領により執行するものとし、この要領に定めのない事項については、契約規則、さいたま市物品納入等入札等執行事務処理要領（以下、「契約規則等」という。）の取扱いによるものとする。なお、この要領及び契約規則等に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。